

公益認定等委員会だより



「法人との対話」推進の観点から、地域に根差した事業を行っている公益法人を訪問して意見交換を行いました。今月号は北海道東北ブロック会議の際に訪問した法人を御紹介します。(関連記事2ページ)

4回目となりました法人訪問では、公益社団法人青年海外協力協会との対話の様子を紹介します。(関連記事3ページ)

—いつまでも健康な眼のために



公益法人の活動紹介

48

※詳しくはP.5を御覧ください。

目次

- P.2 委員の法人訪問記
①公益財団法人 北海道体育協会
- P.3 「法人との対話」法人訪問(第4回)
公益社団法人青年海外協力協会
- P.4 第2回テーマ別セミナー
「マイナンバーガイドライン(事業者編)
の概要」
- P.5 公益法人の活動紹介
公益財団法人 高齢者眼疾患研究財団
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ



■ 公益財団法人 高齢者眼疾患研究財団

高齢化社会において高齢者の視力障害をきたす疾患に関する調査、研究等を行い、予防及び治療に関する知識の普及啓蒙を図ることにより、国民の健康の増進及び眼科学の進歩に寄与することを目的とする法人です。

9月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		社 団	税額控除法人数	
内閣府	社 団	786	107	941
	財 団	1,590	304	925
都道府県	社 団	3,334	102	5,125
	財 団	3,691	406	3,140
合 計		9,401	919	10,131

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年9月30日現在)

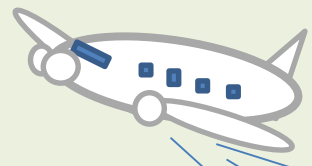
より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

公益財団法人 北海道体育協会



本年9月3日に北海道で開催された公益法人担当北海道東北ブロック会議に際し、翌9月4日に「公益財団法人北海道体育協会」を訪問しました。その様子を紹介します。

北海道立総合体育センター
「北海きたえーる」



坂本専務理事にご挨拶をいただいた後、北海道体育協会が指定管理者として運営している施設：北海道立総合体育センター「北海きたえーる」を見学しました。同施設は、年間80万を超える人に利用されており、スポーツ利用のみならずイベントやコンサート会場等のスポーツ以外にも利用されています。最寄りの地下鉄駅から地下道で直結しており、羽田空港から濡れずにいけるため、遠方から来る人からも好評を博しているそうです。

設備としては、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニング室、体力測定室といったスポーツ関連設備から、研修室やレストランまであり、朝から高齢者を始め多様な世代や団体の利用者が絶えないとのことでした。

■ 公益財団法人

北海道体育協会

この法人は、スポーツ推進に関する事業を行い、スポーツを振興して、道民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図ることを目的とします。

事業運営の基本的な考え方

1. 公益性の追求

スポーツを通して道民の健康はもとより北海道の活性化・発展に寄与する事業運営を行います。

2. 道内スポーツ団体を総括

加盟団体の強化発展を図るとともに、各種スポーツ団体等と連携した事業運営を行います。

3. 北海道のスポーツ施策を担う公的機関

スポーツ北海道宣言及び北海道スポーツ振興計画の実現に協力するとともに、道民のスポーツに関するニーズを取り入れた事業運営を行います。



寄附集めについては、ホクレンと連携したスポーツ応援米などの取組みをすすめる一方、道民からも広く支援を仰ぐべく、寄附金に対する税額控除制度を活用したいと考えているが、「3000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること」の要件が厳しいためもう少し緩和されないかとの要望があり、それに対して当委員会事務局から、ご意見を受け止め前向きに考えたいと回答がありました。



施設見学の後、山口事務局長から事業の概要の説明を受け、恵委員との意見交換の場が持たれました。話題にあがったのが子どもの体力低下であり、北海道においても全国調査の中で明らかとなっています。それに対する法人の取組みとして、平成23年度から実施している「きたえーるチャレンジクラブ」が紹介されました。この取組は、小学1～3年生を対象として半年間で10種目のスポーツを体験するものであり、施設のある札幌のみならず、道内の12市町村でも平成25年度から実施しているとのことでした。



西田明未氏作「大地と雲」
茜さす北の大地をメインテーマとして表現している。北の大地を染める夕焼けは明日への希望。



スポーツ応援米

売上の一部(1Kgあたり1円)が公益財団法人北海道体育協会に寄付されます。

また、恵委員からも、「法人の取組み内容についてとても共感できるので、例えば道外にいる出身者など、潜在的に応援していただける方にも参加いただくこともできますね」との話もありました。他にも様々な話題について意見交換をした後、今回の訪問を終了しました。

施設見学や意見交換に御対応いただいた公益財団法人北海道体育協会の方々、同行いただいた北海道庁の方々にあらためてお礼申し上げます。

内閣府では、公益法人を対象として、公益認定申請や法人運営に係る個別のテーマに応じた「テーマ別セミナー」を実施しています。

「第2回テーマ別セミナー」

「マイナンバーガイドライン（事業者編）の概要」を開催しました 《平成27年9月7日（月）》

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりますが、公益法人においても、税務関係、社会保障関係の手続などにおいて、個人番号を適切に取り扱うことが求められます。

法人の皆様からのご希望が多く寄せられたことも踏まえ、平成27年9月7日（月）に、「マイナンバーガイドライン（事業者編）の概要」と題したテーマ別セミナーを開催し、約480法人の実務担当者の方々に出席いただきました。

セミナーでは、資料「マイナンバーガイドライン入門」に基づき、マイナンバー制度の趣旨、個人情報の取扱いに関する民間事業者向けのガイドラインの概要、事業者が個人番号を取り扱う際の手続きや留意点等について、特定個人情報保護委員会事務局より説明がありました。

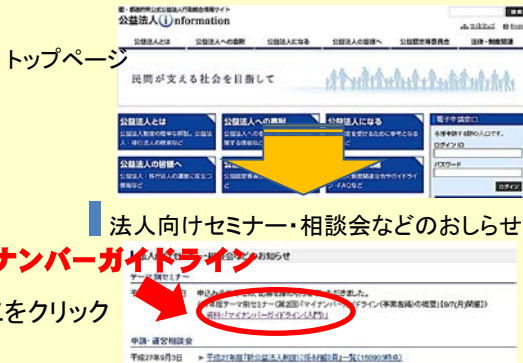


会場の様子

資料紹介

マイナンバーガイドライン

「公益法人information」
トップページから閲覧できます。



法人番号

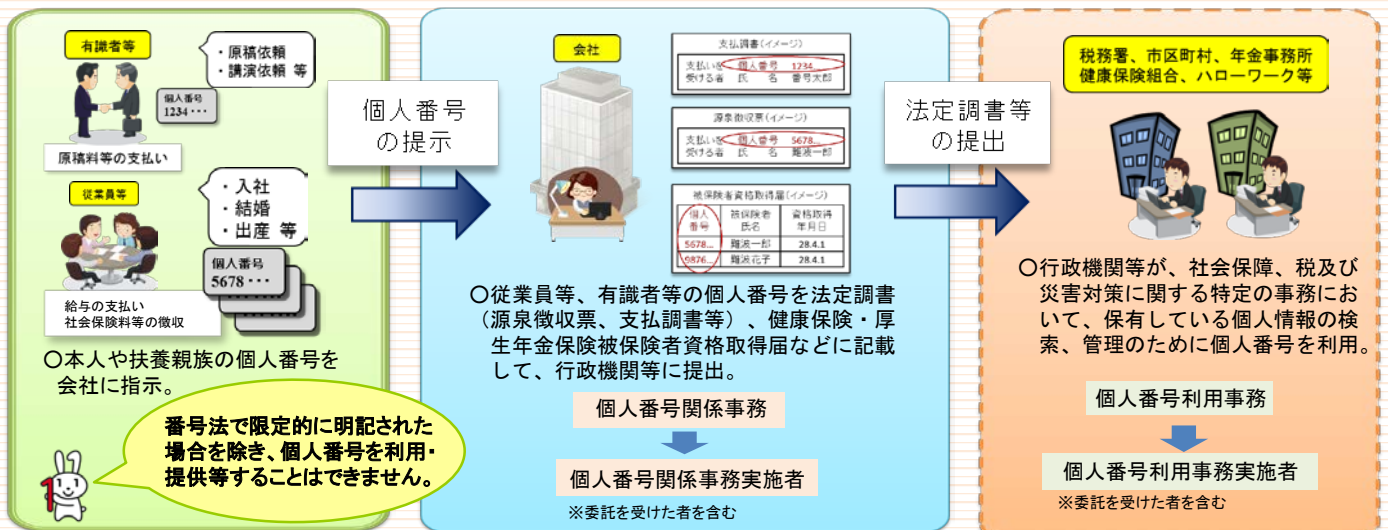
法人番号の取扱いについては、「公益認定等委員会だより」第46号（平成27年9月1日発行）をご参照ください。



マイナンバー制度のお問い合わせは
マイナンバー
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。
平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

事業者における個人番号との関わり（個人番号関係事務）



当事務局では、今後も各種の個別テーマに係るセミナーを開催する予定です。

▲講演資料（抜粋）

具体的な内容や日程につきましては、「公益認定等委員会だより」や「公益法人information」等でご案内します。



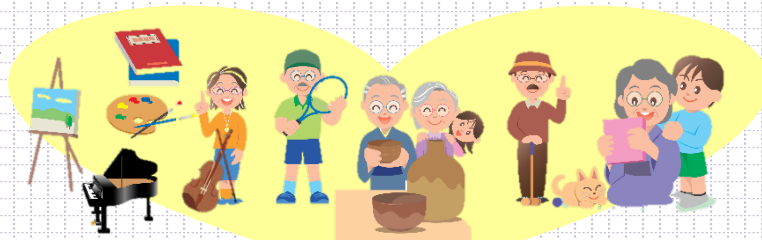
研究助成の例で悪性糖尿病性網膜症に対する低侵襲硝子体手術の手法と器械の研究の様子。

高齢者眼疾患研究財団は、高齢者の視力障害をきたす疾患の予防及び治療に関する研究に対して助成を行うことにより、国民の健康の増進及び眼科学の進歩に寄与することを目的とする公益財団法人で、眼科学の発展を願う篤志家の出捐により、平成5年11月に財団法人高齢者眼疾患研究財団として神奈川県小田原市に設立されました。

眼疾患は、直接的に死をもたらすことが少ないため、ともすれば、軽く見られがちですが、人間は普段、実に多くの情報を視覚に頼っており、失明した場合それまで当たり前だった事が、特別な事になってしまい、日常生活を送る上で多大な困難をきたします。

また、そればかりでなく、無意識に目と目で確かめ合っていた絆が、感じ取れなくなることの喪失感や孤独感、悔しさや悲しさがどれほど辛く耐え難いかは言葉で表せるものではなく、特に体力や気力や資力が弱まり、適応力が低下した高齢者にとっては、暗い気持ちのまま、人生を締めくくることにもなりかねません。

高齢者の視力障害をきたす疾患の予防及び治療に関する研究助成を行うことにより、眼科学の進歩に寄与することは元より、高齢者を一人でも多く失明から救い、最後まで充実した人生を送っていただくために貢献せんとする当法人の設立趣旨は、現実には高齢化社会が到来した現在において、ますますその重要度を増しており、平成25年5月には内閣府より公益認定を受け、公益財団法人へと移行し、新たな一歩を踏み出しています。



～QOL(生活の質)を維持・向上させる～

活動の内容

悪性糖尿病性網膜症等高齢者の視力障害をきたす疾患の予防及び治療に関する調査研究を対象に1件100万円の助成を行っています。助成は、原則として年1回実施しており、当法人の設立から21年間で200を超える基礎的・臨床的な研究に対し、研究助成を行ってまいりました。

助成先の選定に際しては、募集要項を当法人ホームページ、眼科関係の各種学術誌・学会誌等へ掲載することにより、広く公募を行っております。そして、応募者から提出された申請書類及び研究計画書等を当法人外部の医学者に委嘱した助成選考委員会が専門的な見地から審査するとともに、審査結果に依拠して、眼科学やその他の各分野における研究・臨床実績を有する医学者、各界で活躍する文化人や企業経営者等から構成される理事会において活発な議論を以て審議し、決定しています。

平成26年度に実施した10件の助成に係る研究テーマは、下記の通りです。

- 1 生活習慣病が起因となる眼疾患における受容体随伴プロレニン系の病態関与解明
- 2 網膜色素上皮細胞の編成を招集する細胞間コミュニケーションの分子実態解明
- 3 糖尿病性網膜症制御法の新構築を目指したRAGE膜直下信号伝達阻害手段の確立
- 4 硝子体生物学の研究
- 5 糖尿病性黄斑浮腫に対する抗VEGF抗体療法の作用機序の解明
- 6 AM-RAMP2システムを標的とした糖尿病性網膜症の新規治療法開発
- 7 高速視野計測プログラムの開発
- 8 中心性漿液性脈絡網膜症に対する薬物治療の開発
- 9 近視発生におけるperiostinとの関与とperiostinを利用した近視抑制治療の開発
- 10 網膜裂孔閉鎖の為のバイオポリマー開発





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。10月の予定は下記のとおりです。

10月14日（水）東京都
10月22日（木）広島県

募集中

（※詳細は「公益法人information」に掲載しています。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

検討中

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

次回の開催内容は現在検討中

●詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、86法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koueki-info@cao.go.jp

